

障がい者支援施設静山園利用者等給食業務委託に係る一般競争入札広告

次のとおり、社会福祉法人愛護会障がい者支援施設静山園における、利用者、職員等への給食業務委託に係る一般競争入札を実施します。

令和 6年12月16日

社会福祉法人 愛護会
理事長 及川 紀美子

記

1、業務委託事項

- (1) 業務名
障がい者支援施設静山園給食業務外部委託
- (2) 業務内容
利用者、職員等への給食に係るすべての業務
※委託業務の詳細は、業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に示す。
- (3) 業務委託場所
岩手県奥州市水沢羽田町字門下11番地2
- (4) 業務委託期限
令和 7年 4月 1日から令和12年 3月31日まで
更新期間は令和12年 3月31日を超えないものとする。
但し、委託開始は業務受託に必要な人員が確保できた日からとし、特殊事情があった場合は落札業者と後日協議とする。

2、入札及び落札予定者

- (1) 入札日時： 令和 7年 1月21日（火） 午前11時
但し、郵送の場合は「書類等の提出先」へ『入札書類在中』と記入し前日までに必着したものに限りとする。
- (2) 入札場所： 障がい者支援施設静山園
奥州市水沢羽田町字門下11番地2
- (3) 入札書類： 入札書（様式1）「消費税を含んだ金額」
- (4) 入札内容： 消費税を含んだ1年間の委託費の金額。
- (5) 落札予定者： 有効な入札を行った者の内、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札予定者とします。

3、支払い条件

前払い金なし。

仕様書（26支払い条件）に示す請求方法により、毎月末締切り翌月末払いとし、支払方法は銀行振り込みとする。なお、振込手数料は受託者の負担とする。

4、入札参加資格並びに業務実施上の要件

(1) 事業実績のある者

80食以上の提供において、仕様書に示す業務を一括して受託し、履行した実績を有すること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項に該当しない者であること。

(3) 欠格要件のない者

次の①から④までのいずれにも該当しない者であること。

①法人税、消費税及び県税を滞納している者。

②会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく民事再生手続開始の申立てをしている者。(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けたものを除く。)

③過去3年間に関係法令に違反して行政処分を受けた者。

④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(H3年法律第77号)第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当する者。

(4) 次の要件を満たす者

①(公社)日本メディカル給食協会の代行保証制度又は、これと同様の代行保証体制を確保していること。

②契約締結時までに、施設等賠償責任保険に加入していること。

5、仕様書及び入札心得の配布

仕様書及び入札心得は、社会福祉法人愛護会ホームページ

(<https://www.aigokai.jp/>)に掲載するほか、社会福祉法人愛護会法人本部事務局施設課でも配布する。

6、入札参加申請書の受付期限及び提出方法

入札参加者希望者は、次に掲げる期間内に法人本部事務局施設課へ提出すること。

(1) 参加申込受付期間

令和 6年12月16日(月)～令和 6年12月27日(金)

但し、「書類等の提出・問合せ先」まで持参又は郵送により申込むこと。持参の場合は土日祝日を除く午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は提出期間最終日までに必着とする。

(2) 入札参加書類

①入札参加申込書(様式3)

②誓約書(様式4)

③会社概要等整理表(様式5)

④契約実績調書(様式6)

7、委託厨房、設備等の確認

令和 6年12月23日(月)～令和 7年 1月10日(金)

事前に、来園日時及び人数、氏名等を「書類等の提出・問合せ先」まで連絡し、対応の可否の確認をすること。

なお、厨房内の排水管は流れが悪く、改修工事方法の検討を行っている途中であり、委託契約後数か月間使用できない期間が発生する。

8、質問書の受付及び回答方法

(1) 受付期間

令和 6年12月23日(月)～令和 7年 1月10日(金)

(2) 質問方法

質問書(任意様式)により、持参、FAX又は電子メールで「書類等の提出・問合せ先」へ提出すること。但し、持参の場合は土日祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、質問者へFAX又は電子メールで回答すると共に、社会福祉法人愛護会ホームページへ掲載する。

9、入札結果等の公表

対象委託契約の入札結果は、落札決定後、すみやかに社会福祉法人愛護会ホームページへ掲載し公表する。

入札結果の公表までの間は、入札の経緯、結果の問い合わせには一切応じないものとする。

10、その他

(1) 入札申請書を提出した業者が入札を辞退するときは、入札日の前日までに入札辞退届(任意様式)の提出をして下さい。また、辞退札は認められません。

ア、入札執行中にある場合は、入札辞退届(任意様式)又はその旨を明記した入札書を入札を執行する者に直接提出して行います。

イ、入札を辞退した者は、これを理由として以降の指名等について不利益な取り扱いを受けるものではありません。

11、書類等の提出、問合せ先

社会福祉法人愛護会 法人本部事務局 施設課 佐々木
〒023-0132

岩手県奥州市水沢羽田町字水無沢491番地

電話 0197(25)3732

Fax 0197(25)6662

メールアドレス honbu-sisetu@aigokai.jp